

# 公益財団法人山梨県スポーツ協会

## スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、「公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）及び加盟団体における倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という。）」が提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (体制)

第2条 相談窓口は、本協会総務委員会の下に置き、その事務は、本協会事務局スポーツ振興課振興担当（以下「本協会担当部署」という。）が所掌する。

### (利用対象者)

第3条 相談窓口を利用できる者（以下、「利用対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本協会加盟団体登録者及びその関係者等（親族・知人・所属する団体と一定の関係を有する者等をいう。以下同じ。）
- (2) 山梨県スポーツ少年団登録者及びその関係者等
- (3) 山梨県広域スポーツセンターに加盟している総合型地域スポーツクラブ参加者及び関係者等
- (4) 本協会及び前3号に規定する団体の役職員

### (相談内容の範囲)

第4条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる、次の事項に係る相談等に対応することができる。

- (1) 暴力行為等に関すること。
- (2) セクシュアルハラスメントに関すること。
- (3) パワーハラスメントに関すること。
- (4) ドーピング防止及び薬物乱用に関すること。
- (5) 不適切な経理処理及び不正行為に関すること。
- (6) その他、法令違反に関すること。

2 相談窓口は、前項に規定する事項以外のものについては対応しないものとする。

### (相談等の方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれも可能とする。

2 前項の利用方法は、本協会ホームページ及び情報誌「やまなし体協」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(手続き)

第6条 相談窓口は、匿名の場合を除き、事案の相談等を受けた場合は、速やかに本協会担当部署に報告するとともに、本協会担当部署は、速やかに当該団体等に報告し、事案の確認及び適切な対応を依頼する。

2 事案の確認及び対応の依頼を受けた当該団体等は、事案の確認・調整にあたり、本協会担当部署と協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、本協会担当部署に報告するものとする。

3 本協会担当部署は、事案及び対応結果について、総務委員会に報告するものとする。

4 総務委員会は、必要がある場合は委員会を開催し対応を検討するものとする。

5 総務委員会は、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを、相談窓口を通じて相談者に提案するものとする。

(情報の保護)

第7条 本協会担当部署の職員及び総務委員会委員は、相談窓口寄せられた相談にかかる事実(相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報含む。)を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

2 前項の定め違反して秘密を漏れいした者がいた場合、本協会の諸規程等に従って相応な処分を行う。

(対応者の責務)

第8条 相談窓口で相談等を受けた者は、法令及び本協会諸規程等に基づき誠実に対応するよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

(情報の開示)

第10条 事案及び対応結果について、情報開示の請求があった場合は、本協会諸規程等に基づき対応する。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか実施に必要な事項は、総務委員会において定める。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。